

各 位

会社名 株式会社アイビーダイワ  
 代表者名 代表取締役社長 高橋 正紀  
 (JASDAQ・コード 3587)  
 問合わせ先 取締役 CFO 豊島 慶子  
 TEL 03-5312-6510 (代)  
<http://www.ibdaiwa.co.jp/>

## 第三者割当による新株式（デットエクイティスワップ）および 新株予約権発行に関するお知らせ

当社は、平成21年12月8日開催の取締役会において、第三者割当によって、新株式（以下、「新株式」という。）および新株予約権（以下、「第5回新株予約権」または「本新株予約権」という。）をクリブデン・マネージメント株式会社（以下、「クリブデン社」という。）に対して発行し、また、当社役職員7名（以下、「当社役職員」という。）なお、クリブデン社および当社役職員全員を総称して、または各々を「割当先」という。）に対し、第5回新株予約権を発行すること（以下、「本件エクイティ・ファイナンス」という。）を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### I 新株式発行要領

- |                         |   |
|-------------------------|---|
| 1. 募集株式の種類および数          | 普通株式 81,293,000株  |
| 2. 発行価額                 | 1株につき金3.70円（発行価額の総額 300,784,100円）   |
| 3. 資本組入額および増加する資本準備金    | 資本組入額： 1株につき金1.85円（総額 150,392,050円）<br>増加する資本準備金：1株につき金1.85円（総額 150,392,050円） |
| 4. 募集または割当方法            | 第三者割当の方法による   |
| 5. 申込期間                 | 平成21年12月24日(木)  |
| 6. 払込期日                 | 平成21年12月25日(金)  |
| 7. 募集の方法                | 申込があることを条件として、下記の者に割り当てる。<br>クリブデン・マネージメント株式会社： 81,293,000株                   |
| 8. 現物出資の目的とする金銭以外の財産の内容 | 種類：金銭貸付債権<br>価額：300,786,301円  |
| 9. 払込取扱場所               | 株式会社アイビーダイワ 経営管理グループ  |
| 10. その他                 | 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を要する。  |

#### II 第5回新株予約権発行要項

- |                           |  |
|---------------------------|--|
| 1. 新株予約権の名称               | 第5回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）  |
| 2. 新株予約権の個数               | 2,676個   |
| 3. 新株予約権の目的である株式の種類およびその数 | 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。<br>本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数（以下「交付株式数」という。）は、100,000株とし、総数は267,600,000株とする。但し、第12項に従い、行使価額が調整された場合は、本新株予約権の目的たる株式の総数は変更される。 |
| 4. 新株予約権の払込金額             | 1個あたり1,665円（払込総額 4,455,540円）   |
| 5. 申込期間                   | 平成21年12月24日(木)   |
| 6. 新株予約権の割当日              | 平成21年12月25日(金)   |
| 7. 新株予約権の払込期日             | 平成21年12月25日(金)   |
| 8. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | (1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた額とする。<br>(2) 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額は、第9項で定める行使                      |

9. 行 使 価 額 1株あたり4.4円（行使価額の総額 1,177,440,000円）  
但し、第12項に従い、調整される場合がある。
10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた金額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
11. 新 株 予 約 権 の 行 使 期 間 平成21年12月25日から平成22年12月24日までの期間（以下、当該期間の最終日を「権利行使最終期日」という。）とする。但し、平成22年12月24日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を権利行使最終期日とする。
12. 行 使 価 額 の 調 整 (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額または譲渡金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行または処分株式数}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行または処分株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に係り増加した当社普通株式数を含まないものとする。

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- ①本項第(3)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の金融商品もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。）  
調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。
- ②当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合  
調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- ③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の

金融商品もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）  
（但し、本新株予約権と同時に発行される本新株予約権以外の新株予約権の発行を除く。）

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の金融商品または権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日以降、これを適用する。但し、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号③および④における対価とは、当該株式または新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。
- ⑥ 本号①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。  
この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付ものとする。但し、株券の交付については第19項第(2)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- ③ 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整はこれを行わないものとする。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を算出する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。
- (4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。

- ②その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
13. 新株予約権の行使の条件
- (1) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (2) 以下の①乃至③のいずれかの事由が生じた場合には、新株予約権者は、残存する本新株予約権全部につき、以後その行使請求を行うことができないものとする。なお、以下の①乃至③のいずれかの事由が生じた場合には、当社は速やかに新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。
- ①当社が支払の停止に至った場合または当社につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに準じる法的清算・再建手続の申立がなされた場合もしくは裁判所もしくは監督官庁によりかかる手続開始の前提行為が行われた場合
- ②当社が手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- ③当社の重要な財産が差し押さえられた場合
- (3) 本新株予約権の行使に際して、当該時点における当社の発行済株式総数に当該行使により新たに発行される当社普通株式を加算した数が、当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使はこれを行うことができない。
14. 新株予約権の取得条項
- 当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の10取引日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり1,665円の価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
15. 新株予約権の取得請求
- 本新株予約権者は、本新株予約権の割当日以降、その選択により、当社に対して当該新株予約権の取得希望日から10取引日前までに事前通知を行い、第17項記載の行使請求受付場所に提出することにより、いつでも、その保有する本新株予約権の全部または一部を、本新株予約権1個あたり1,665円で取得することを当社に対して請求する権利を有する。
16. 新株予約権の行使請求および払込の方法
- (1) 本新株予約権の行使請求を行うときは、新株予約権者は、権利行使最終期日まで（当日を含む。）に本項第(2)号および第(3)号に定める行使請求手続を完了するものとする。
- (2) 本新株予約権の行使請求を行う場合には、新株予約権者は、当社が定める様式による行使請求書（以下「行使請求書」という。）に必要事項を記入し、記名捺印の上、これを第17項に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
- (3) 前号の行使請求書の提出に加えて、出資金総額を現金にて第18項第(2)号に定める払込取扱場所の当社の指定する口座（以下「指定口座」という。）に払い込むものとする。
- (4) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
17. 新株予約権の行使請求受付場所
- 株式会社アイビーダイワ 経営管理グループ
18. 新株予約権の行使に関する取次場所および払込取扱場所
- (1) 取次場所：該当なし
- (2) 払込取扱場所：中央三井信託銀行株式会社 本店
19. 新株予約権行使の
- (1) 新株予約権の行使請求の効力は、第16項第(2)号の行使請求書が行使請

効力発生時期等

求受付場所に到達し、かつ第16項第(3)号の出資金総額が指定口座に入金された場合において、本新株予約権を行使する日として当該行使請求書に記載された日（当該行使請求書が行使請求受付場所に到達した日または本新株予約権の行使に際して出資される出資金の指定口座への入金が行われた日のいずれかが、かかる行使請求書に記載された日の翌日以降である場合を除く。）に発生する。

- 20. 単元株式数の定めを廃止等に伴う取扱い
- 21. 新株予約権の譲渡に関する事項
- 22. 募集の方法

(2) 当社は株券を交付しない。

当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。新株予約権の譲渡を行う場合は、当社取締役会の承認を要する。

- 23. 代用払込みに関する事項
- 24. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
- 25. その他

第三者割当の方法により、申込があることを条件として、合計2,676個を下記の者に割り当てる。

クリブデン・マネージメント株式会社：	2,578個
高橋 正紀（当社代表取締役社長）：	42個
荒井 慶子（豊島 慶子）（当社取締役 CFO）：	20個
Johnny Kok Chung Chan（当社取締役）：	15個
吉田 敏之（当社取締役）：	15個
阿井 公宗（当社常勤監査役）：	2個
佐藤 和利（当社非常勤監査役）：	2個
岩永 奈美（当社従業員）：	2個

該当事項なし

該当事項なし

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 会社法、金融商品取引法その他の法令の新設または改廃により、本要項において引用する各法令、条項数またはその内容等に修正を加える必要が生じた場合には、本要項の定めに従って、または、当該新設もしくは改正の趣旨を考慮の上、適宜合理的な範囲内で読み替えるものとする。

(注) 本新株予約権の割当中止に関する特約

当社は、割当日に、割当予定先であるクリブデン社が、同日同社に対し割当を予定する当社新株式全ての引受を行わない場合、当該割当先に対し本新株予約権の割当を行うことを中止することができる。

クリブデン社による本新株予約権の行使は、当社が投資すべき新規事業につき決定を行う都度、クリブデン社に対して行使を依頼し、クリブデン社が当該新規投資につき賛同する場合、必要な資金につき当社が調達を行えるよう、行使が行われることが原則となっております。このため、当社株価の動向等により当然に本新株予約権の行使が影響を受けるほか、検討中の新規投資案件につき、探査・調査を行った結果、経済性に疑義が生じ、または交渉相手先との交渉が整わない等の理由により、当社が投資の決定を本新株予約権の行使期間中に行わないような場合、または、クリブデン社に当社の投資案件についての賛同が得られないような場合には、本新株予約権が全く行使されない、または少数しか行使されないリスクがあります。

## 1. 募集の目的および理由

当社は、平成21年8月18日付「Stand Success Group Limited 株式取得に係る基本合意の締結に関するお知らせ」ならびに、平成21年11月2日付「Stand Success Group Limited 株式取得の見送りに関するお知らせ」および「第4回新株予約権の未行使および行使期間の終了に関するお知らせ」にて発表いたしましたとおり、平成21年8月18日付で Stand Success Group Limited (以下、「SSGL 社」という。) 株式取得の基本合意を行った当時、当社が数期に亘り営業キャッシュ・フローがマイナスである状況を改善し、当社の安定的な存続と発展を確保するための手段と考えていた SSGL 社株式取得につき、その後のデューディリジェンスの結果を受け、平成21年11月2日付で見送ることを決定しております。当該見送りの決定を受け、平成21年9月4日に2ヶ月間の行使期間を定めて発行した第4回新株予約権については、未行使のまま行使期間が終了となり、当社は、発行当時予定した、SSGL 社株式取得のための資金以外の資金(当社が ADM Galleus Fund Limited (以下、「ADM 社」という。) に対し有していた、当社連結子会社ロドール・US・ホールディングス・インクおよびその子会社(以下、総称して「ロドール社」という。)の株式および資産を、ADM 社より当社連結子会社 Asia Special Situations GJP1 Limited が受けている借入金の担保設定から解除すること等を目的とした手数料の支払に係る債務(約1億円。以下、「対 ADM 社債務」という。平成21年8月18日に ADM 社との間で締結した契約に基づき、当社が ADM 社に対し支払義務を負う債務であります。)の弁済のための資金等)についても調達を行えない状況となり、また、発行当時期待した、SSGL 社株式取得後当社の経常的なキャッシュ・フローが黒字となる見通しについても白紙となりました。平成21年9月末日時点で102百万円まで減少していた当社の現預金残高およびキャッシュ・フローの状況に鑑みると、保有資産の売却等を行わない限り、上述の対 ADM 社債務の弁済のための資金が手許資金では賅えないのみならず、平成22年3月期中にも運転資金が不足する事態が生じることが予想されるため、当社は早急に新規の資金調達を行い、運転資金を確保することが当社の継続確保のために不可欠であるとの判断となりました。またその上で、より中長期的な継続確保のためには、経常的なキャッシュ・フローを確保し得る資産・事業等に対し投資を行う必要があることについても判断を行ってまいりました。

その後、当社は複数の潜在的投資家と協議を行いました。当社の存続の確保のため、まず、対 ADM 社債務の弁済のための資金および、当社の当面の運転資金を緊急に確保することが必要でありましたが、当社に対する出資につき興味を持ついずれの潜在的投資家も、また当社経営陣も、それだけを確認し、経常的なキャッシュ・フローが赤字体質のままでは、将来的に当社の運転資金が不足する状態に陥るリスクは解消できないため、早期に投資も並行して行う必要があるとの認識で一致してまいりました。そこで、経常的なキャッシュ・フローを確保し得る資産・事業等の投資案件の調査・検討についても並行して行っていました。

このような中、当社経営陣の一人が、ジャスダック証券取引所に上場する企業の元代表取締役社長を務めた経験を有し、現在は投資コンサルティング等に従事する会社を経営する知人を介して、クリブデン社と面識を持つに至りました。当社は、上述のとおり、クリブデン社を含めた複数の潜在的投資家との間で並行して協議を行いました。その中でも、クリブデン社からの提案内容が当社の資金需要の充足のために最適であると判断できる内容のものでした。当社はクリブデン社より、当社の短期的な存続確保のために要する資金である、対 ADM 社債務の弁済のための資金(約1億円)および当社の約10ヵ月分の経常運転資金をカバーする程度の資金(約2億円)の合計として、3億円を、その後デットエクイティスワップによって株式に振替を行うことを前提に即時に貸付を実行する用意があり(平成21年12月4日付金銭消費貸借契約を締結し、その後実行されております。以下、「ブリッジ・ローン」という。)、また、当社より中長期的な存続確保のためには、新規投資を行う資金についても提供する必要があるとの認識のもと、新規投資等を行う資金についても当社に提供を行うとの提案を受けました。当社は上述のとおり、存続維持のため、緊急に対 ADM 社債務の弁済のための資金および当面の経常運転資金を確保する必要があり、また、より中長期的な存続確保のためには、経常的なキャッシュ・フローを早期にもたらし得る事業または資産に対する新規投資を行い、当社の運転資金を確保しつつ、事業基盤を安定させることを目指し、新規事業案件を積極的に探していたことから、上記の提案は、当社の意向に沿ったものであり、当社は、クリブデン社の提案を受け入れることといたしました。

また同時に、上述の平成21年9月4日発行の第4回新株予約権の引受を行ったものの、行使が可能となる条件が成就しなかったために行使できず、自己資金で払込を行った金額が無価値となった当社従業員7名に対し、クリブデン社と同条件で第5回新株予約権の引受を行うことにつき提案を行うことといたしました。

現時点において、具体的に、主にアジア太平洋地域における天然資源および環境関連の複数の投資案件につき、当社は、検討・調査を行っております。当社は、投資案件の中から、今期から来期にかけて3件程度を選別し、本件エクイティ・ファイナンスにより調達した資金を活用して投資を実行していく所存であり、来期終盤までには、当社の運転資金をカバーし得る程度の経常的なキャッシュ・フローを生む体制を作り出すことを企図しております。しかしながら、いずれの投資案件についても、さらなる調査および交渉等が必要であり、また、本件エクイティ・ファイナンスによりクリブデン社から調達した資金の具体的用途についてはクリブデン社と協議をし、合意に至る都度、当社よりクリブデン社に対し本新株予約権の行使の依頼を行い、行使が行われるということが原則となっているため、投

資の実行を行うか否かは現時点において確実ではなく、投資の実行時期および当社の経常的なキャッシュ・フローの黒字化の時期が予定より遅延または実行されない可能性があります。また、本新株予約権の行使による資金の払込は、新株予約権の性格上、今後の当社の株価の動向等に左右されるほか、今後当社が予定している投資案件の調査および交渉の状況にも影響されます。今後の当社の株価の動向等および当社の投資案件の調査および交渉の状況如何によっては、本新株予約権が全く行使されない、または少数のみ行使されるリスクがあり、このような場合には、新規事業投資のための資金が制限され、当社が経常運転資金を全て賄うだけの経常的なキャッシュ・フローを得るに十分な事業または資産への新規投資が行えなくなる可能性があります。

## 2. 本件エクイティ・ファイナンスに関連するリスク

本件エクイティ・ファイナンスにより発生し、または派生するリスクには、下記のリスクがあります。なお、ここに記載の内容・事項については、本開示時点において当社が認識しているものであり、当該時点以降の諸情勢等の状況により変更されることがあります。

### (1) 新規事業の不確実性に伴うリスク

当社は、上述のとおり、数期に亘り営業キャッシュ・フローがマイナスである体質を改善すべく、経常的なキャッシュ・フローを早期に生む資産への投資を第一に考える方針を取っており、本件エクイティ・ファイナンスにより調達予定の資金の一部を、クリブデン社とも協議の上、新規投資資金として充当し、早期にキャッシュ・フローを生むと判断する投資案件に投資を行っていく予定であります。

しかしながら、上述のとおり、投資案件の実行については現時点において確定しているものではなく、今後、さらに調査および交渉等を行い、クリブデン社とも協議しつつ詳細を決定する予定であり、確実に早期より、且つ経常的にキャッシュ・フローを生むか否か、またその金額については、不確実性を伴うものであり、結果的に投資額が回収できず損失が発生するリスク、また、当社の経常的なキャッシュ・フローがプラスに転じず、最終的に当社が運転資金不足に陥るリスクがあります。

現時点において、具体的に、主にアジア太平洋地域における天然資源（石油・ガス関連事業に加え、石炭、鉄鉱石等の鉱物資源等、石油・ガス関連以外を含む天然資源）および環境関連の複数の投資案件につき検討・調査を行っております。当社は、投資案件の中から、今期から来期にかけて3件程度を選別し、本エクイティ・ファイナンスの行使により調達した資金を活用して投資を実行していく所存であり、来期終盤までには、当社の運転資金をカバーし得る程度の経常的なキャッシュ・フローを生む体制を作り出すことを企図しております。しかしながら、いずれの投資案件についても、さらなる調査および交渉等が必要であり、また、上述のとおり、調達資金の用途についてはクリブデン社の合意も要するため、実行を行うか否かは現時点において確実ではなく、投資の実行および当社の経常的なキャッシュ・フローの黒字化が予定より遅延または実行されない可能性があります。また、本新株予約権の行使による資金の払込は、新株予約権の性格上、今後の当社の株価の動向等に左右されるほか、今後の当社とクリブデン社との、新規投資についての協議の状況にも影響されます。後述の手取概算額およびその資金使途は、割当先が割り当てられた全ての本新株予約権を行使することを前提としております。今後の当社の株価の動向等および当社とクリブデン社との新規投資についての協議の進行如何によっては、本新株予約権が全く行使されない、または少数のみ行使されるリスクがあります。このような場合には、当社の調達額が大きく減額となり、新規投資のための資金が大きく制限され、当社が経常運転資金を全て賄うだけの経常的なキャッシュ・フローを得るに十分な事業への新規投資が行えなくなる可能性があります。

### (2) 第三者割当により発行される新株式および第5回新株予約権の行使による株式価値の希薄化の可能性

当社は、平成21年12月8日開催の取締役会において、第三者割当による新株式および本新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。当該第三者割当による新株式および本新株予約権の発行は、当社の既存債務の弁済（デットエクイティスワップ）ならびに当社の今後の事業基盤の安定および拡大に資するものと考えておりますが、今回の第三者割当により発行する新株式および本新株予約権の行使による新規発行株式数（本新株予約権を含む潜在株式が全て顕在化した場合）の比率（発行済株式および本新株予約権を含む潜在株式を全て含む883,343,000株に対する比率）は、39.5%（現時点における発行済株式総数に対する比率：65.9%）になる見込みであり、1株あたりの株式価値が希薄化するおそれがあります。

また、当社株価の動向その他の状況によって、割当先が全部または一部の株式の譲渡または売却を行う場合、株価形成上影響が生じるおそれがあります。

上述の株式希薄化リスクがあるものの、今回の新株式および本新株予約権の発行は、上述のとおり、当社の存続確保を最大の目的として行うものであり、当面の存続を確保できるための資金調達を行った上で、恒常的な運転資金不足の問題についても解消を期待するものであり、今回の第三者割当による新株式および本新株予約権の発行につき実施することを決定いたしました。今回調達する資金については、当社連結キャッシュ・フローおよび連結当期純利益

に貢献し、株式希薄化に関らず、1株利益を改善するような新規投資に充当すべく、投資案件については、最終決定に至る前にさらなる精査を行った上で実行してまいり所存であります。原則として、当社が投資を決定し、資金需要が確定した段階で、都度、クリブデン社に対し本新株予約権の行使の依頼を行い、クリブデン社が当該投資に賛同した場合に、本新株予約権を行使し、当社が必要資金のみを調達する予定となっております。

### (3) 新規の大株主の出現の可能性

クリブデン社は、本新株予約権を全て行使した時点で、当社発行済株式数（但し、現存する潜在株式が全て顕在化したと仮定した場合）の38.4%に相当する株式を保有することとなり（但し、当社株式の売却を一切行わないと仮定した場合）、当社の主要株主である筆頭株主となる見込みであります。当社はまた、クリブデン社との間で、今後新規投資等につき協議を行っていくにあたり、クリブデン社が推薦する人物を当社の取締役候補とすることにつき（但し人数および具体的な候補者は未定）、クリブデン社との間で協議しております。このことから、クリブデン社が、今後の当社の意思決定に影響を与える可能性があります。しかしながら、クリブデン社は、当社が上場企業として独立の立場を保つことが重要であることにつき十分理解を示していることから、当社は、今後当社が、他の一般株主に不利な意思決定を余儀なくされる可能性は低いものと判断しております。

### (4) 第5回新株予約権が行使されないリスク

新株式の発行については、既に実行されたクリブデン社からのブリッジ・ローンがデットエクイティスワップにより同社より出資されるものであり、払込日において新たな金銭の払込がないため、払込がなされず失権するリスクはないものと判断できます。また、本新株予約権引受の払込金額については、比較的小額であるため、問題なく払込が行われるものと期待できます。本新株予約権の行使のための資金については、クリブデン社は、投資家との幅広い人脈を駆使し、当社に対するブリッジ・ローンの実行に際し、同社に対し資金を提供した投資家に加え、さらに他の投資家を参加させることを計画しており、すでに、複数の投資家に対しコンタクトを開始しております。本開示時点においては、本新株予約権の行使のための資金全額を出資するとの確約が取れてはいないものの、クリブデン社がコンタクトを行っている複数の投資家は有力な投資家であり、当社経営陣との面談を行うことについてもクリブデン社がアレンジを行っております。当社は、クリブデン社の投資家との幅広い人脈、クリブデン社経営陣の過去の実績および、これらの尽力により、本新株予約権の行使のための資金についても、調達が可能であると判断しております。しかしながら、現時点においては、クリブデン社が本新株予約権の行使のための資金を確保できない可能性があります。

また、本新株予約権の行使による資金の払込は、新株予約権の性格上、今後の当社の株価の動向等に左右されるほか、今後の当社とクリブデン社との新規投資に関する協議の進行状況にも影響されます。クリブデン社による本新株予約権の行使は、当社が投資すべき新規事業につき決定を行う都度、クリブデン社に対して行使を依頼し、クリブデン社が当該新規投資につき賛同する場合、必要な資金につき当社が調達を行えるよう、行使が行われることが原則となっております。後述の手取概算額およびその資金使途は、割当先が割り当てられた全ての本新株予約権を行使することを前提としておりますが、今後の当社の株価の動向等および、当社とクリブデン社との新規投資に関する協議の進行如何によっては、本新株予約権が全く行使されない、または少数のみ行使されるリスクがあります。

なお、平成21年12月8日開催の当社取締役会において、上記のリスクがありながら、資金調達のため新株式のみの発行によらず本新株予約権についても発行することを選択した最大の理由は、投資リスクを低減したいというクリブデン社の希望によるものであります。当社が緊急に必要とする資金（対ADM社債務弁済のための資金および当社の当面の経常運転資金）を新株式の発行にて確実に発行日に調達しつつ、クリブデン社に割当予定の本新株予約権については、当社が今後新規投資を行うにあたり、時宜必要となる資金が確定した時点で行使を行うことが原則となっております。新規投資資金および既存事業に今後必要となる資金調達のためには、本新株予約権の行使による調達とし、当社が必要資金をタイムリーに調達することを可能とする一方で、投資を当社が断念し、または、投資案件がクリブデン社により賛同が得られない等の場合であって当社が投資を見合わせる事となり、必要資金額が減額されるような場合に、必要以上の資金が当社に供給され、必要以上に発行済株式数を増加させるリスクについては低減されております。

### (5) 新株式および第5回新株予約権の発行および行使により調達する資金の充当制限によるリスク

クリブデン社に対し割当予定の新株式および本新株予約権の発行および行使により調達した資金については、当社と協議の上充当することとされております。このため、当社の自己裁量による充当が制限されており、当社に至近の資金需要があるにもかかわらずすぐに充当できないリスクがあります。

### 3. 調達する資金の額および用途

#### (1) 本件エクイティ・ファイナンスにより調達する資金の額

##### ①. 新株式の発行により調達する資金の額

今回の株式発行は、金銭以外の財産を現物出資の目的としているため、新たな当社の手取金はありません。

##### ②. 第5回新株予約権の発行ならびに行使により調達する資金の額

第5回新株予約権の発行ならびに行使により調達する資金の額	1,181 百万円 (予定)
うち、発行価額の総額	4 百万円 (予定)
うち、行使に際して払い込むべき金額 (注1)	1,177 百万円 (予定)
諸費用の概算額 (注1) (注2) (注3)	△67 百万円 (予定)
差引手取概算額 (注1)	1,114 百万円 (予定)

(注) 1 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合および当社が本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額および発行諸費用の概算額、ならびに発行諸費用の概算額はいずれも減少します。

2 発行諸費用の概算額には、本件エクイティ・ファイナンスのアレンジャーに対する支払手数料約 59 百万円および今回の新株式および新株予約権の発行および行使に伴い必要となる登録免許税である約 4 百万円のほか、公認会計士・司法書士等の専門家に対し支払うべき費用、有価証券届出書印刷費用、ならびに、銀行手数料等が含まれております。

3 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 調達する資金の用途および支出予定時期

上述のとおり、新株式発行は、金銭以外の財産を現物出資の目的としているため、新たな当社の手取金はありません。但し、当社は、クリブデン社との間で、平成 21 年 12 月 4 日付で、ブリッジ・ローンに係る金銭消費貸借契約を締結し、その後当社への金 300 百万円の貸付が実行されております。ブリッジ・ローンにより当社が調達した資金(今回クリブデン社が現物出資する、当社に対する金銭貸付債権)の用途については、下記に記載いたします。

また、当社は、本新株予約権の発行ならびに行使により、1,181 百万円(差引手取概算額約 1,114 百万円)を調達する予定です。

ブリッジ・ローンにより当社が調達した資金および、クリブデン社に対し割当予定の本新株予約権の発行ならびに行使により調達した資金については、クリブデン社と協議の上充当することとされております。

本新株予約権の行使による資金調達の時期および金額については、新株予約権の性格上、行使の状況により変動があります。当社は、本新株予約権の発行および行使により調達する資金について、当該変動がある場合については、下記資金用途の④乃至⑥の充当分で適宜調整する必要が生じます。

資金用途	調達方法別充当額 (概算)			支出予定時期
	新株式 (注)	新株予約権	合計額	
① 対 ADM 社債務の弁済のための資金	100 百万円	0 百万円	100 百万円	平成 21 年 12 月 (充当済)
② 経常運転資金	160 百万円	40 百万円	200 百万円	平成 22 年 2 月～ 平成 22 年 12 月頃
③ 臨時株主総会開催費用	10 百万円	0 百万円	10 百万円	平成 22 年 2 月頃
④ 新規事業調査費用および投資資金	0 百万円	932 百万円	932 百万円	平成 21 年 12 月～ 平成 22 年 12 月
⑤ 既存坑井設備投資資金	0 百万円	142 百万円	142 百万円	平成 22 年中
⑥ 本件エクイティ・ファイナンスの実行に係る諸費用支払のための資金	30 百万円	67 百万円	97 百万円	平成 21 年 12 月～ 平成 22 年 12 月
合計	300 百万円	1,181 百万円	1,482 百万円	—

(注) クリブデン社から当社に対し現物出資されるブリッジ・ローンによる調達資金であります。

### ①. 対 ADM 社債務の弁済のための資金

当社は、ブリッジ・ローンにより調達した資金を活用し、対 ADM 社債務を、平成 21 年 12 月 7 日付で弁済しております。当社は、対 ADM 社債務の弁済ならびに、クリブデン社によるブリッジ・ローンに係る金銭貸付債権の現物出資により、単体では無借金となる見込みです。

### ②. 当社経常運転資金

平成 21 年 9 月末日時点で 102 百万円まで減少していた当社の現預金残高およびキャッシュ・フローの状況に鑑みると、保有資産の売却等を行わない限り、平成 22 年 3 月期中にも運転資金が不足する事態が生じることが予想されておりました。当社企業価値が著しく毀損するような不本意な保有資産の売却を行わず当社の存続を確保すべく、今回、クリブデン社と協議した結果、クリブデン社より、ブリッジ・ローンの形式で、当社に資金が提供されたものであります。今回、新株式を引き受けるにあたり、クリブデン社は、当社に対するブリッジ・ローンに係る金銭貸付債権を、現物出資いたします。

ブリッジ・ローンにより調達した資金のうち、約 160 百万円は、当社の約 8 ヶ月分（平成 22 年 2 月～平成 22 年 10 月）の経常運転資金（賃料および給与等の支払に要する資金）に充当する予定です。

当社は、約 10 ヶ月の間に、下記④に記載の新規事業投資を実行し、当社の経常運転資金を上回る経常的なキャッシュ・フローを確保しうる体制とすることを企図しております。この約 10 ヶ月間については、上述の約 160 百万円に加え、本新株予約権の行使により調達する資金から、約 40 百万円（合計で約 200 百万円）を経常運転資金として充当いたします。

### ③. 臨時株主総会開催費用

当社は、クリブデン社が当社の主要株主たる筆頭株主となった後、クリブデン社が推薦する人物を当社取締役の候補として、平成 22 年 2 月を目処として臨時株主総会を開催し、新任取締役選任議案を提案する計画であります。

このため、開催日ならびに、具体的な候補者および人数等については、クリブデン社と協議の上、慎重に検討し決定後あらためてお知らせいたしますが、新任取締役選任のための臨時株主総会を招集すべく、そのための資金約 10 百万円を手当てしたく存じます。

なお、クリブデン社は、当社が上場企業として独立の立場を保つことが重要であることにつき十分理解を示しております。

### ④. 新規事業調査費用および投資資金

当社は、上述のとおり、新規事業投資を実行し、経常的なキャッシュ・フローを黒字化することにより、当社の存続を中長期的に確保する体制とすることを企図しております。この目的のため、まず、約 72 百万円を、新規事業案件の調査費用として充当する予定であります。

現時点において、具体的に、主にアジア太平洋地域における天然資源（石油・ガス関連事業に加え、石炭、鉄鉱石等の鉱物資源等、石油・ガス関連以外の天然資源）および環境関連の複数の投資案件につき、検討・調査を行っております。当社は、投資案件の中から、今期から来期にかけて 3 件程度を選別し、投資を実行していく所存であり、これらの案件への投資および下記⑤の既存坑井への設備投資を行うことによって、来期終盤までには、当社の運転資金をカバーし得る程度の経常的なキャッシュ・フローを生む体制を作り出すことを企図しております。これらの案件のうち、現在協議が最も進展しており、実行の可能性が比較的高い投資案件 3 件の概要を、添付別紙（本開示資料 p20～p21）にて記載しております。但し、添付別紙に記載の 3 件を含め、現時点において具体的に検討中のいずれの投資案件についても、実行の可否の決定には、さらなる調査および交渉等が必要であります。また、投資の実行はもちろんのこと、調査・探査に対する出費についても、クリブデン社の合意を要するため、実行を行うか否かは現時点において確実ではありません。このため、投資先の決定および実行時期が現時点の見込みより遅延し、当社の経常的なキャッシュ・フローの黒字化の時期が予定より遅延または実行できない可能性があります。

また、本新株予約権の行使による資金の払込は、新株予約権の性格上、今後の当社の株価の動向等に左右されるほか、今後の当社とクリブデン社との新規投資に係る協議の状況にも影響されます。上記手取概算額およびその資金使途は、割当先が割り当てられた全ての本新株予約権を行使することを前提としております。今後の当社の株価の動向等および当社とクリブデン社との新規投資に係る協議の進行如何によっては、本新株予約権が全く行使されない、または少数のみ行使されるリスクがあります。このような場合には、当社の調達額は上記と大きく異なり、新規事業投資のための資金が大きく制限され、当社が経常運転資金を全て賄うだけの経常的なキャッシュ・フローを得るに十分な事業または資産への新規投資が行えなくなる可能性があります。

当社は、数期に亘り営業キャッシュ・フローがマイナスである体質を改善すべく、経常的なキャッシュ・フローを早期に生む資産への投資を第一に考える方針を取っており、本新株予約権の発行および行使により調達予定の資金の一部である約 860 百万円を、クリブデン社とも協議の上、新規投資資金として充当し、早期にキャッシュ・フローを生むと判断する投資案件に投資を行っていく予定であります。

しかしながら、上述のとおり、投資案件の実行については現時点において全て確定しているものではなく、今後、さらに調査および交渉等を行い、クリブデン社とも協議しつつ詳細を決定する予定であり、確実に早期より、且つ経常的にキャッシュ・フローを生むか否か、またその金額については、不確実性を伴うものであり、結果的に投資額が回収できず損失が発生するリスク、また、当社の経常的なキャッシュ・フローがプラスに転じず、最終的に当社が運転資金不足に陥るリスクがあります。

#### ⑤. 既存坑井設備投資資金

当社が米国ルイジアナ州陸上部に 8%の権益を保有する生産中のバルザイユ鉱区では、現在生産中のマイオジップ層からの生産量増加のため、将来的には、さらに追加の生産井を掘削することが計画されております。具体的な掘削計画については、今後当該鉱区のオペレーターより通知されることとなりますが、通知を受けた後即時に掘削への参加の可否を回答し、参加の場合には自己負担分の掘削費用の支払が求められることとなります。オペレーターより新規生産井の掘削計画につき通知がなされたときに、資金不足により参加の権利を失うことのないよう、追加生産井の掘削費用の当社負担分として現時点で当社が推定する 64 百万円につき、本新株予約権の発行および行使により資金の手当てをたく存じます。なお、追加生産井の稼働後は、バルザイユ鉱区からの営業キャッシュ・フローが増加することがほぼ確実に見込めることとなります。但し、オペレーターによる掘削計画の内容または予算等に当社が賛同できないと判断した場合、または、他の投資案件への投資がより有用であると判断した場合等においては、当社は、バルザイユ鉱区における追加生産井の掘削に参加しない場合があります。この場合は、当該追加生産井からの営業キャッシュ・フローの増加を享受することはできなくなります。

また、当社および当社連結子会社ロードール社が保有する石油・ガス鉱区における坑井については、共同事業者には、将来廃坑を行う義務があります。当社が将来の廃坑費用として見積った金額である 78 百万円を、本新株予約権の発行および行使により調達する資金より充当したく存じます。

#### ⑥. 本件エクイティ・ファイナンスの実行に係る諸費用支払のための資金

本件エクイティ・ファイナンスの実行に係る諸費用の概算額は約 97 百万円であり、うち、新株式発行の諸費用の概算額は、約 30 百万円であります。当社は、今回デットエクイティスワップにより現物出資されるブリッジ・ローン 300 百万円のうち、約 30 百万円を、当該支払に充当いたします。また、本新株予約権の発行および行使に係る諸費用の概算額約 67 百万円（但し、本新株予約権の行使期間内に行使されない場合および当社が本新株予約権を消却した場合には減少します）については、本新株予約権の発行および行使により調達した資金から充当いたします。

なお、調達資金については、支出を実際に行うまでは、当社普通預金にて管理する予定です。

### (3) 調達する資金使途の合理性および資金調達時期についての合理性に関する考え方

#### ①. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、上述のとおり、本件エクイティ・ファイナンスによって調達した資金より、まずは、当社の短期的な存続の確保のため、主に既存債務の履行および経常運転資金としてクリブデン社より借り受けたブリッジ・ローンのデットエクイティスワップを行います。その上で、当社の中長期的な存続確保に資すべく、新規投資等のための事業資金を確保する意向であります。

このように、本件エクイティ・ファイナンスにより調達する資金については、当社の存続、債務の履行および当社の中長期的な企業価値の発展を目的とした使途に充当される予定であることから、十分合理的であるものと考えております。

#### ②. 資金調達時期の合理性に関する考え方

当社は、平成 17 年 3 月期より、天然資源開発投資事業を当社の中核事業として推進しております。天然資源開発投資事業においては、金融機関等が必要資金の全額を貸し付けることは極めてまれであり、通常は、自己資金のみを投入するか、もしくは、自己資金と借入の組み合わせで投資を行います。このため、一定の自己資金を保有していることが、新規投資を行うための必要条件となっております。

当社は、現時点の当社の事業規模および財務状況に鑑み、天然資源開発投資事業分野としては比較的小型の投資案

件への投資を行うことを検討しております。小型案件は通常、特に経済性の高い案件であれば一層、権益保有者等交渉相手先（以下、「相手先」という。）との協議開始から投資決定までを短期間で行うことが求められます。また、投資決定後、開発等に着手する期間も通常短いため、投資決定から短期間で出資を実行することが必要となります。したがって、当社が新規投資を行うにあたっては、自己資金を準備してから相手先との詳細な交渉に臨む必要があります。このような状況から、相手先としても資金手当が確実にできると見込める相手とのみ協議を行うのが通常であり、一定程度の自己資金がなければ、経済性の高い小型投資案件への投資機会を失ってしまいます。平成21年9月4日に発行した第4回新株予約権の発行のときと同様、投資案件の詳細調査の実施前の現段階で新規事業投資資金の調達についても決定を行わなければならないのはこのためであります。

#### 4. 最近3年間の業績およびエクイティ・ファイナンスの状況等

##### (1) 最近3年間の業績（連結）

	平成19年3月期 (実績)	平成20年3月期 (実績)	平成21年3月期 (実績)
売上高	2,947 百万円	1,409 百万円	1,060 百万円
営業利益	△2,046 百万円	△1,096 百万円	△355 百万円
経常利益	△2,557 百万円	△1,437 百万円	△1,764 百万円
当期純利益	△23,455 百万円	△3,481 百万円	△959 百万円
1株あたり当期純利益	△55 円 03 銭	△8 円 16 銭	△2 円 24 銭
1株あたり年間配当金	—	—	—
1株あたり純資産	14 円 07 銭	6 円 33 銭	2 円 87 銭

##### (2) 現時点における発行済株式数および潜在株式数の状況

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 総 数	529,400,000 株	100.00%
潜 在 株 式 数 の 総 数	5,050,000 株	0.95%

##### (3) 今回のエクイティ・ファイナンス

発 行 期 日	平成21年12月25日（金）
調 達 資 金 の 額	1,482,679,640 円
募 集 後 の 発 行 済 株 式 数	610,693,000 株
募 集 後 の 潜 在 株 式 数	272,650,000 株

#### (4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

当社は、平成21年3月16日および平成21年9月4日に、下記のとおりエクイティ・ファイナンスを実施しております。

発行期日	平成21年3月16日(月)
調達予定資金の額	554,385,000円 (うち、新株式の引受による調達：75,000,000円 新株予約権の行使による調達：479,385,000円)
募集後の発行済株式数	441,400,000株
募集後の潜在株式数	93,050,000株
平成21年12月7日迄の行使による発行株式数	88,000,000株

発行期日	平成21年9月4日(金)
調達予定資金の額	1,456,400,000円 (但し、未行使のまま行使期間が終了したため、調達した資金総額は払込金額26,400,000円となった)
募集後の発行済株式数	529,400,000株
募集後の潜在株式数	225,050,000株 (但し、220,000,000株については、新株予約権の行使期間が終了)
平成21年12月7日迄の行使による発行株式数	0株

#### 5. 最近の株価の状況

##### (1) 最近3年間の状況

	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
始値	165円	52円	18円
高値	281円	65円	23円
安値	44円	16円	4円
終値	54円	18円	7円

##### (2) 最近6ヶ月の状況

	平成21年6月	平成21年7月	平成21年8月	平成21年9月	平成21年10月	平成21年11月
始値	6円	6円	5円	8円	7円	5円
高値	7円	7円	8円	9円	7円	5円
安値	5円	4円	5円	6円	4円	3円
終値	6円	5円	8円	6円	4円	4円

## (3) 発行決議日の直近日（平成 21 年 12 月 1 日～平成 21 年 12 月 8 日）における株価

	12月1日	12月2日	12月3日	12月4日	12月7日	12月8日
始 値	4 円	4 円	4 円	4 円	4 円	4 円
高 値	5 円	5 円	5 円	5 円	5 円	5 円
安 値	3 円	4 円	4 円	4 円	4 円	4 円
終 値	4 円	4 円	4 円	4 円	4 円	4 円

## 6. 募集後の大株主（上位 10 社）および持株比率の状況

募集前（平成 21 年 9 月 30 日現在）		募集後（潜在株式反映時）	
トゥーサム インベストメンツ リミテッド	5.6%	クリブデン・マネージメント株式会社	38.4%
エムエルピー エフエス カストディー	1.5%	トゥーサム インベストメンツ リミテッド	3.4%
畑崎 廣敏	1.4%	エムエルピー エフエス カストディー	0.9%
森 裕伸	1.1%	畑崎 廣敏	0.8%
アイビージェイ アジア セキュリティーズ エルティティ クライアント アカウント	1.0%	森 裕伸	0.7%
エスアイエックス エスアイエス エルティティ	0.9%	アイビージェイ アジア セキュリティーズ エルティティ クライアント アカウント	0.6%
エイディーエム ガレウス ファンド リミテッド	0.7%	エスアイエックス エスアイエス エルティティ	0.5%
藤井 和幸	0.7%	エイディーエム ガレウス ファンド リミテッド	0.4%
泉 修	0.6%	藤井 和幸	0.4%
株式会社プラスオン 代表取締役 畑崎 美代子	0.6%	泉 修	0.4%
上位 10 位計	14.2%	上位 10 位計	46.9%

(注 1) 上記表は、平成 21 年 9 月 30 日現在の株主リストに基づき作成したものであります。

(注 2) 募集前の持株比率は、発行済株式数に対する割合です。募集後の持株比率は、潜在株式考慮後の 883,343,000 株に対する割合です。今回の割当先以外の株主（募集前からの株主）の比率については、平成 21 年 9 月 30 日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。

クリブデン社は、本新株予約権を全て行使した時点で、当社発行済株式数（但し、現存する潜在株式が全て顕在化したと仮定した場合）の 38.4%に相当する株式を保有することとなり（但し、当社株式の売却を一切行わないと仮定した場合）、当社の主要株主である筆頭株主となる見込みであります。当社はまた、同社との間で今後新規投資等に関する協議を促進するため、クリブデン社が推薦する人物（但し人数および具体的な候補者は未定）を当社の取締役候補とすることにつき、クリブデン社との間で協議しております。このことから、クリブデン社が、今後の当社の意思決定に影響を与える可能性があります。しかしながら、クリブデン社は、当社が上場企業として独立の立場を保つことが重要であることにつき十分理解を示していることから、当社は、今後当社が、他の一般株主に不利な意思決定を余儀なくされる可能性は低いものと判断しております。

## 7. 業績への影響の見通し

本件エクイティ・ファイナンスの実行による当社の当期の業績予想の修正はありません。

当社は、本件エクイティ・ファイナンスにより調達する資金で、当社の今後の経常的なキャッシュ・フローおよび業績に好影響を与える新規投資を行う所存であり、本件エクイティ・ファイナンスの実行は、中長期的に、当社のキャッシュ・フローおよび業績に貢献するものと判断しております。しかしながら、具体的な影響額につきましては、具体的な投資案件の決定後、あらためて算定し、時宜お知らせいたします。

## 8. 発行条件等の合理性

### (1) 新株式の発行価額の算定理由

新株式の発行価額は、株価の変動を平準化するため、平成21年11月24日から平成21年12月7日までの10取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の終値の平均値である4.1円を基準として、3.7円(9%ディスカウント)としました。

### (2) 第5回新株予約権の発行価額および行使時の払込金額の算定理由

本新株予約権の発行価額は、外部の公認会計士によって、オプション・バリューの一般的な算定方法の一つであるモンテカルロ・シミュレーションを採用して算定した計算結果に基づいて決定しております。

新株予約権の行使時の払込金額は、株価の変動を平準化するため、平成21年11月24日から平成21年12月7日までの10取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の終値の平均値である4.1円を基準として、4.4円(9%プレミアム)としました。

### (3) 発行および新株予約権の行使による株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回第三者割当により発行する新株式および本新株予約権の行使による新規発行株式数348,893,000株(本新株予約権を含む潜在株式が全て顕在化した場合)の比率(883,343,000株に対する比率)は、39.5%になる見込み(現時点における発行済株式総数に対する比率:65.9%)であり、1株あたりの株式価値が希薄化するおそれがあります。また、今回の第三者割当の割当先と当社との間に売却制限等の約定はなく、当社株価の動向その他の状況によっては、全部または一部の株式の譲渡または売却を行う可能性があり、株価形成上影響が生じるおそれがあります。

上述の株式希薄化リスクがあるものの、本件エクイティ・ファイナンスは、上述のとおり、当社の存続確保を最大の目的として行うものであり、当面の存続を確保できるための資金調達を行った上で、恒常的な運転資金不足の問題についても解消を期待するものであり、今回の第三者割当につき実施することを決定いたしました。本件エクイティ・ファイナンスにより調達する資金については、当社連結キャッシュ・フローおよび連結当期純利益に貢献し、株式希薄化に関らず、1株利益を改善するような新規投資に充当すべく、投資案件については、最終決定に至る前にさらなる精査を行った上で実行してまいる所存であります。原則として、当社が投資を決定し、資金需要が確定した段階で、都度、クリブデン社に対し本新株予約権の行使の依頼を行い、クリブデン社が当該投資に賛同した場合に、本新株予約権を行使し、当社が必要資金のみを調達することとなっております。

なお、当社株式が上場するジャスダック証券取引所においても、平成21年11月17日に「コーポレート・ガバナンスの充実に向けた対応等に係る上場制度の見直しについて」を公表しており、上場会社が第三者割当を行う場合、潜在株式を含めた希釈化率が25%以上となる時、または、支配株主が異動することになるときは、原則として、株主総会の決議などの株主の意思確認の手続を経ること等の処置を講じることを企業行動規範の遵守すべき事項として規定することを予定しており、当社といたしましても趣旨につき十分理解しております。本件エクイティ・ファイナンスでは希釈化率が25%以上となるため、喫緊の資金需要であるデットエクイティスワップによる調達分である約3億円(対ADM社債務弁済のための資金および当社の当面の運転資金)を除く、本新株予約権の発行および行使による調達分については、臨時株主総会を開催し株主の皆様の意思確認の手続を経ることについても検討いたしました。しかしながら、当社の喫緊の資金需要である、第三者への債務の弁済のための資金および経常運転資金は、出資者が最も出資を好まない内容の資金使途であり、また、当社の場合は経常的なキャッシュ・フローが恒常的に赤字であるため、仮に、開催準備に要する約2ヶ月を経て開催した臨時株主総会において、新規投資に必要な資金の調達につき承認が得られず、当社が一切新規投資を行えない状況に陥った場合は、当社は将来的に運転資金不足に陥るリスクが高く、出資者は、臨時株主総会前に出資した約3億円が回収できない可能性が生じるため、出資者にとっては、当社がその後新規投資を行うための資金を調達できる確実な見込みなくして、デットエクイティスワップによる調達分の約3億円のみ出資することは、出資者側のリスクが高すぎることから、受容できない状況でありました。このため、当社は、臨時株主総会を開催し株主の意思確認の手続を経ることについては断念し、当社の存続確保を優先することにいたしました。

#### (4) 新株式および新株予約権の組み合わせによることを選択した理由

今回、資金調達のため、新株式のみの発行によらず、新株予約権についても発行することを選択した最大の理由は、投資リスクを低減したいというクリブデン社の希望によるものであります。当社が緊急に必要とする資金（対 ADM 社債務弁済のための資金および当社の当面の経常運転資金）を新株式の発行（デットエクイティスワップ）にて確実に調達しつつ、クリブデン社に割当予定の本新株予約権については、後日、時宜必要となる資金が確定した時点で行使を行うことを予定しております。新規事業投資資金および、既存事業に今後必要となる資金調達のためには、本新株予約権の行使による調達とし、当社が必要資金をタイムリーに調達することを可能とする一方で、投資を当社が断念し、またはクリブデン社により合意がなされない等の場合であって投資を見合わせる事となり、必要資金額が減額されるような場合に、必要以上の資金が当社に供給され、必要以上に発行済株式数を増加させるリスクについては低減されております。

#### 9. 割当先の概要および選定理由（平成 21 年 12 月 8 日現在）

##### (1) クリブデン社の概要および選定理由

①名称	クリブデン・マネージメント株式会社	
②割当新株式数	81,293,000 株	
③割当新株予約権数	2,578 個（対象となる当社株式：257,800,000 株）	
④所在地	東京都江東区木場五丁目 1 番 8 号	
⑤代表者	代表取締役 室井 春枝	
⑥資本金	金 200 万円	
⑦設立年月日	平成 19 年 3 月 28 日	
⑧事業	投資業	
⑨当社との関係等	a)出資関係	該当なし
	b)人的関係	該当なし
	c)取引関係	当社に対する貸付金 300 百万円 <sup>(注)</sup>

(注) クリブデン社より当社に対する当該貸付債権は、現物出資の対象たる財産であります。

クリブデン社は、投資および投資に係るコンサルティング等を営む会社であります。今回のクリブデン社への割当は、当社が喫緊に必要とする、対 ADM 債務弁済のための資金および経常運転資金等の調達のために借り入れたブリッジ・ローンのデットエクイティスワップを行い、また、当社が今後新規事業投資のために必要となる資金につき、クリブデン社より調達することを意図して行うものであります。

なお、当社役員が直接、クリブデン社に対し、今回資金を提供する予定である資金提供者全員とも面談し、今回の件および今後の資金的支援の意思等につきヒアリングを行っております。

新株式の発行については、既に実行されたクリブデン社からのブリッジ・ローンがデットエクイティスワップにより同社より出資されるものであり、払込日において新たな金銭の払込がないため、払込がなされず失権するリスクはないものと判断できます。また、本新株予約権引受の払込金額については、比較的小額であるため、問題なく払込が行われるものと期待できます。本新株予約権の行使のための資金については、クリブデン社は、投資家との幅広い人脈を駆使し、当社に対するブリッジ・ローンの実行に際し、同社に対し資金を提供した投資家に加え、さらに他の投資家を参加させることを計画しており、すでに、複数の投資家に対しコンタクトを開始しております。本開示時点においては、本新株予約権の行使のための資金全額を出資するとの確約が取れてはいないものの、クリブデン社がコンタクトを行っている複数の投資家は有力な投資家であり、当社経営陣との面談を行うことについてもクリブデン社がアレンジを行っております。当社は、クリブデン社の投資家との幅広い人脈、クリブデン社経営陣の過去の実績および、これらの尽力により、本新株予約権の行使のための資金についても、調達が可能であると判断しております。しかしながら、現時点においては、クリブデン社が本新株予約権の行使のための資金を確保できない可能性があります。

割当先たるクリブデン社につき、商業登記簿謄本の写しを閲覧し、法人の実在性につき確認しております。クリブデン社およびその紹介者の関係者ならびにクリブデン社の資金提供者につき、当社職員が公安に赴き確認を行ったの

に加え、当社主幹事証券会社である日本アジア証券株式会社経由で、民間の大手調査会社を起用して、反社会的勢力との関係がない旨を確認しております。

なお、上述のとおり、本新株予約権の行使のための資金については、当初の資金提供者に加え、さらに他の投資家を参加させることを計画しておりますが、当該他の投資家についても、クリブデン社より当社に事前に打診が行われることとなっておりますので、反社会的勢力との関係がないことにつき、クリブデン社が確認を行うことに加え、当社も自ら反社会的勢力に該当がないことを確認した後に本新株予約権の行使請求を受け入れる所存であります。

なお、クリブデン社からの資金調達予定額（費用等控除前）は、1,439,396,470 円であります（但し、デットエクイティスワップによる新株式発行価額を含み、また、本新株予約権がすべて行使された場合。）。クリブデン社から調達した資金については、時宜同社と協議の上充当する予定であります。

(2) 当社役職員の概要および選定理由

①氏名	高橋 正紀	
②割当新株予約権数	42 個	
③住所	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目 23 番 13 号 南新宿星野ビル 9 階 株式会社アイビーダイワ気付	
④職業	当社 代表取締役社長	
⑤当社との関係等	a)出資関係	当社株式 800,000 株を保有
	b)人事関係	該当なし
	c)取引関係	該当なし

①氏名	荒井 慶子（豊島 慶子）	
②割当新株予約権数	20 個	
③住所	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目 23 番 13 号 南新宿星野ビル 9 階 株式会社アイビーダイワ気付	
④職業	当社 取締役 CFO	
⑤当社との関係等	a)出資関係	当社株式 100,000 株を保有
	b)人事関係	該当なし
	c)取引関係	該当なし

①氏名	Johnny Kok Chung Chan	
②割当新株予約権数	15 個	
③住所	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目 23 番 13 号 南新宿星野ビル 9 階 株式会社アイビーダイワ気付	
④職業	Crosby Asset Management Limited Executive Director	
⑤当社との関係等	a)出資関係	当社株式 200,000 株を保有
	b)人事関係	当社 取締役
	c)取引関係	該当なし

①氏名	吉田 敏之	
②割当新株予約権数	15 個	
③住所	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目 23 番 13 号 南新宿星野ビル 9 階 株式会社アイビーダイワ気付	
④職業	Thompson & Knight LLP 弁護士	
⑤当社との関係等	a)出資関係	該当なし
	b)人事関係	当社 取締役
	c)取引関係	該当なし

①氏名	阿井 公宗	
②割当新株予約権数	2 個	
③住所	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目 23 番 13 号 南新宿星野ビル 9 階 株式会社アイビーダイワ気付	
④職業	当社 常勤監査役	
⑤当社との関係等	a)出資関係	該当なし
	b)人事関係	当社 常勤監査役
	c)取引関係	該当なし

①氏名	佐藤 和利	
②割当新株予約権数	2 個	
③住所	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目 23 番 13 号 南新宿星野ビル 9 階 株式会社アイビーダイワ気付	
④職業	当社 監査役	
⑤当社との関係等	a)出資関係	該当なし
	b)人事関係	当社 監査役
	c)取引関係	該当なし

①氏名	岩永 奈美	
②割当新株予約権数	2 個	
③住所	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目 23 番 13 号 南新宿星野ビル 9 階 株式会社アイビーダイワ気付	
④職業	当社 経営管理グループ スタッフ	
⑤当社との関係等	a)出資関係	当社株式 21,000 株を保有
	b)人事関係	当社 従業員
	c)取引関係	該当なし

当社は、当社役職員7名に対し、当社に対するロイヤリティの維持を主な目的として、今回の割当先として選定することといたしました。一般的なストックオプションの方式によらず、有償の新株予約権にしたのは、主に、当社の会計上費用計上をする必要がないこと、また、割当先個人にとって税務上もより有利であると考えためであります。

なお、当社役職員7名からの資金調達予定額（費用等控除前）の合計は43,283,170円であります（すべて行使された場合）。当社役職員の発行価額および行使価額の払込については、自己資金にて行われるものであり、当社から貸付を行う等の計画はありません。

### (3) 割当先の保有方針

各割当先の保有方針は下記のとおりであります。しかしながら、下記に記載の保有方針は、当社が割当先に対しヒアリングを行った内容に基づくものであります。今回発行する新株式および本新株予約権の権利行使後取得する新株式については売却制限等の約定はなく、当社株価の動向その他の状況によっては変更となり、早期に売却が行われる可能性があります。但し、本新株予約権の第三者への譲渡を行う場合については、当社取締役会の承認を要することとされております。

#### ① クリブデン社

クリブデン社は投資会社であるため、今回の当社に対する出資についても、最終的には一定の経済的利潤を追求することとなります。但し、クリブデン社ならびにクリブデン社に対する今回の資金提供者に対する当社経営陣による面談にて、最終的な投資の回収については、当社が、今回の第三者割当による資金調達を梃子として、中長期的に株主価値を増大した後に行う計画であることを確認しております。但し、具体的な想定投資期間については、当社では確認できておりません。

なお、クリブデン社より、新株式を引受後2年以内に譲渡した場合においては、当社に対し直ちに報告する旨、確約を得ております。

#### ② 当社役職員

当社は、当社役職員に対し、今回の本新株予約権の行使により取得する当社株式についての売却制限を行っていませんが、短期利潤追求のための売却については慎むことが望ましいとの指導を行っております。また、当社役職員については、インサイダー取引規制との関係もあり、当社株式を売却できる期間等について、法令上の制限があります。なお、当社役職員については、本新株予約権の行使により取得する当社株式に関らず、当社株式の売買を行った場合については、即時当社に対し報告する義務があります。また、当社役員については、事業報告書および有価証券報告書等にて、保有株式数が個別に開示されます。

### (4) 株券貸借および類似の契約

割当先のいずれも、今回当社が発行する新株式に関し、当社役員、当社役員の親戚等関係者、または当社主要株主等、関連当事者との間で、株券貸借および類似の契約を締結しておりません。

### (5) その他の契約

今回当社が発行する新株式および新株予約権に関し、当社と割当先のいずれかの間において締結した契約の重要な事項についてはすべて本開示資料にて開示しております。

以上

## 現時点で検討している具体的な新規投資案件（主なものの抜粋）

現時点において、主にアジア太平洋地域における天然資源（石油・ガス関連事業に加え、石炭、鉄鉱石等の鉱物資源等、石油・ガス関連以外の天然資源）および環境関連の複数の投資案件につき、具体的に検討し、また協議を行っております。現時点で検討・交渉を行っている投資案件のうち、下記3件は、協議が進行しており、他の投資案件と比較して実行可能性が高く、本件エクイティ・ファイナンスにより調達した資金を充当する可能性のより高い案件であります。但し、下記3件を含め、現時点において具体的に検討中のいずれの投資案件についても、実行の可否を決定できるためには、さらなる調査および交渉等が必要であり、また、調査・探査等の実施および投資の実行については、クリブデン社の合意も要するため（クリブデン社より調達した資金用途については同社と協議することとされているため。）、現時点において確実に実行されるものではありません。また、調査・探査および投資の実行時期についても、現時点の予定より遅延または実行されない可能性があります。

下記記載のスケジュールならびに収益性の見通しについては、協議を行っている各相手先から現時点までに得た情報を元に策定した暫定的なものであり、当社は、当該情報の精査または裏付資料の確認については現時点において行っておりません。また、各相手先も、さらに探査を行う予定であり、スケジュールならびに収益性の見通しについて今後見直しが行われます。当社または各相手先が、さらなる調査・探査を行った結果、スケジュールならびに収益性の見通しが大きく変更となる可能性があります。また、プロジェクトそのものが中止となる可能性があります。さらに、現時点において、当社は各相手先との間で、下記プロジェクトについて何らの契約も締結しておらず、また独占的な交渉権も有していないため、各相手先の計画が変更され、または当社以外の他社と下記のプロジェクトが実行される可能性もあり、当社は下記のプロジェクトの調査・探査自体についても実行を行わない場合があります。

当社は、下記記載の投資案件に投資を実行しない場合には、他の現在検討中またはそれ以外の投資案件に対する投資を実行し、早期に当社の経常運転資金が経常的なキャッシュ・フローで賄える体制とすることを意図しております。なお、具体的に投資実行の決定を行った場合には、あらためてお知らせいたします。

	事業地域	対象資源の種類	相手先企業	初期投資金額（概算、百万円）			スケジュール*			収益性**		
				合計	投資実行前 調査・探査	投資実行後	投資実行前 調査・探査	開発	本格生産 開始	初期純経常 CF(百万円/月)	初期投資 回収期間	可能なエグ ジット策
①	太平洋地域	鉱物資源（珪石）	海外の上場企業	330	35	295	平成22年 1月～3月	平成22年 4月～7月	平成22年 11月	4.0	4年	株式売却
②	東南アジア	石炭	海外の上場企業	275	25	250	平成22年 1月～2月	平成22年 3月～9月	平成23年 2月	10.5	4年	(権益売却)
③	中南米	鉄鉱石	海外の未上場企業	235	5	230	平成22年 1月	平成22年 2月～3月	平成22年 8月	7.0	3年	(株式売却)
計	—	—	—	830	65	775	—	—	—	21.5	—	—

\* 生産開始についてはいずれも、平成22年1月末までに調査・探査の着手の決定が行われ、その後速やかに調査・探査が実行されること、また、その後順調に開発に移行された場合のスケジュールとなっている。

\*\* 実際には継続的に再投資が行われ、さらなる開発により純経常CF（キャッシュ・フロー）は増加すること計画であるものの、ここでは含まず、本格生産開始時点を基準としている。また株式・権益売却益等のアップサイドについても一切含まない。投資回収期間は、初期純経常CFを基準とした、調査・探査の実施時期から投資金額が回収できると見込む時期までの期間である。

### ①. 太平洋地域における鉱物資源開発プロジェクト

本プロジェクトは、当社が、鉱物資源（珪石）の存在が発見された鉱区を保有する会社（海外の上場企業）の株式を一部取得し、持分法適用会社とすることで経営に対する一定の影響力を得た上で、別途開発資金を同社に提供し、同社が開発を行い生産が開始された後に、収益分配が行われるというものであります。

現時点において、本プロジェクトの当社想定予算は、株式取得と開発資金を合わせ、330 百万円程度（うち、調査・探査資金 40 百万円、株式取得資金 180 百万円、開発資金 110 百万円）を想定しており、着手後半年程度で試生産が開始され、その後は徐々に生産量を増加して月々7.5 万トン程度となり、当社に月々4.0 百万円程度の純キャッシュ・フロー（税引後）を安定的に生むものと想定しております。同社は海外の上場企業であるため、最終的には、取得した同社株式を売却することが比較的容易であります。上記の月生産量をその後増加しないと仮定した場合、当該鉱区では 15 年以上生産が継続できる埋蔵量があると期待されております。

### ②. 東南アジア地域における石炭開発プロジェクト

本プロジェクトは、海外の上場企業と当社が共同で、東南アジア地域において、石炭鉱山を開発するというものであります。同社は、第一段階の調査において他社が策定した報告書の精査等を行い、石炭資源の潜在的埋蔵量および品質につき暫定的な結果を得ましたが、最終的な埋蔵量および品質の確認のためには、実際に数箇所の掘削を行うこと等によりさらなる探査を行う必要があります。当社は、当該探査費用および、探査後開発実行が決定された場合は開発資金の一部を負担し、同社が当該石炭鉱山の開発を行い、生産が開始された後に、収益分配が行われるものであります。

現時点において、本プロジェクトの当社予算は、275 百万円程度（うち、調査・探査資金 25 百万円、開発資金 250 百万円）であります。着手から試生産開始までに約 9 ヶ月程度を要し、その後は徐々に生産量を増加して月々10 万トン程度となり、当社には月々10.5 百万円程度の純キャッシュ・フロー（税引後）を安定的に生むものと想定しており、当該石炭鉱山の生産は、10 年以上に亘り継続することが期待されております。

### ③. 中南米における鉄鉱石販売プロジェクト

本プロジェクトは、中南米に鉄鉱石鉱山を保有する米国の会社に当社が 25%出資し、同社が当該出資金および外部の第三者からの借入で調達した資金を用いて、現在少量ながら生産中の当該鉱山の開発を行い、本格生産が開始された後に、当社を含む各出資者に配当の支払が行われるというものであります。同社はまた、他社が保有する当該鉱山の近隣の鉱山から鉄鉱石を購入し、同社の顧客に対し再販売を合わせて行います。同社は既に、複数の顧客との間で販売契約を締結しております。

現時点において、本プロジェクトの予算は、235 百万円程度（うち、調査資金 5 百万円、株式取得資金 230 百万円）であります。開発は約 2 ヶ月程度で完了すると想定されており、その後は徐々に生産量を増加し、近隣の鉱山から購入する鉄鉱石と合わせ、月 6.5 万トン程度となり、当社に月々7.0 百万円程度の純キャッシュ・フロー（税引後）を当社に安定的に生むものと想定しております。